令和８年度第２回東京都グリーン水素トライアル取引（京浜島グリーン水素）実施規程からの変更点

令和８年度第３回京浜島（カードル／シリンダーコース）	令和８年度第２回京浜島（カードル／シリンダーコース）
（目的） 第１条　令和８年度第３回東京都グリーン水素トライアル取引（京浜島グリーン水素）実施規程（以下「本規程」という。）は、東京都及び協定事業者である株式会社東京商品取引所（以下「事業実施者」という。）が共同で実施するグリーン水素トライアル取引事業のうち東京都京浜島グリーン水素製造所において製造されるグリーン水素の入札方式による販売事業（以下「本事業」という。）において必要な事項を定めるものである。 ２　（略） （定義） 第２条　（略） （１）～（２）　（略） ２　（略） （入札参加資格） 第３条　（略） （１）～（８）（略 （入札期間） 第４条　本事業の入札は、2026 年 11 月９日午前９時から午後５時に実施する。ただし、第９条第２項に基づき新たな入札期間を設定する場合は、この限りではない。 （充填・受渡期間） 第５条　本事業の充填・受渡期間は 2026 年 12 月１日から 2027 年１月 31 日までとし、水素の充填・受渡は、この期間内において、第 11 条に定める充填・受渡の調整により決定する期日において実施する。 （充填・受渡地点） 第６条　（略） ２　（略）	（目的） 第１条　令和８年度第２回東京都グリーン水素トライアル取引（京浜島グリーン水素）実施規程（以下「本規程」という。）は、東京都及び協定事業者である株式会社東京商品取引所（以下「事業実施者」という。）が共同で実施するグリーン水素トライアル取引事業のうち東京都京浜島グリーン水素製造所において製造されるグリーン水素の入札方式による販売事業（以下「本事業」という。）において必要な事項を定めるものである。 ２　（略） （定義） 第２条　（略） （１）～（２）（略） ２　（略） （入札参加資格） 第３条　（略） （１）～（８）（略） （入札期間） 第４条　本事業の入札は、2026 年９月８日午前９時から午後５時に実施する。ただし、第９条第２項に基づき新たな入札期間を設定する場合は、この限りではない。 （充填・受渡期間） 第５条　本事業の充填・受渡期間は 2026 年 10 月１日から 2026 年 11 月 30 日までとし、水素の充填・受渡は、この期間内において、第 11 条に定める充填・受渡の調整により決定する期日において実施する。 （充填・受渡地点） 第６条　（略） ２　（略）

令和８年度第２回東京都グリーン水素トライアル取引（京浜島グリーン水素）実施規程からの変更点

（入札参加の申込み） 第７条　入札への参加を希望する利用者は、2026 年 10 月 26 日午後２時から同年 11 月６日正午までの期間において、所定の登録申込書及び添付書類を事業実施者に対し提出して参加を申し込むものとする。 ２　（略）	（入札参加の申込み） 第７条　入札への参加を希望する利用者は、2026 年８月 25 日午後２時から同年９月４日正午までの期間において、所定の登録申込書及び添付書類を事業実施者に対し提出して参加を申し込むものとする。 ２　（略）
（入札方法） 第８条　（略） ２　（略） （１）　～（３）（略）	（入札方法） 第８条　（略） ２　（略） （１）　～（３）（略）
（落札者の決定及び通知） 第９条　事業実施者は、入札期間の終了後速やかに、次に定める手順で落札者の購入単価及び購入量を決定する。ただし、事業実施者は落札単価の下限を定めることができることとし、当該単価を下回る購入単価を提示した入札は落札から除外する。 （１）　入札の開札においては、一番高い購入単価を提示した入札者を落札者とし、当該落札者が提示した購入単価を落札単価とし、別紙２に定める供給可能数量及び当該落札者が提示した希望購入数量のうちいずれか小さい数量を落札数量とする。また、事業実施者は第１２条に定めるとおり、一番高い購入単価を提示した入札者以外にも落札者を選定する場合がある。 （２）　（略） ２～３　（略）	（落札者の決定及び通知） 第９条　事業実施者は、入札期間の終了後速やかに、次に定める手順で落札者の購入単価及び購入量を決定する。ただし、事業実施者は落札単価の下限を定めることができることとし、当該単価を下回る購入単価を提示した入札は落札から除外する。 （１）　入札の開札においては、一番高い購入単価を提示した入札者を落札者とし、当該落札者が提示した購入単価を落札単価とし、別紙に定める供給可能数量及び当該落札者が提示した希望購入数量のうちいずれか小さい数量を落札数量とする。また、事業実施者は第１２条に定めるとおり、一番高い購入単価を提示した入札者以外にも落札者を選定する場合がある。 （２）（略） ２～３　（略）
（売買契約） 第１０条　（略）	（売買契約） 第１０条　（略）
（充填・受渡の調整及び落札者による輸送） 第１１条　（略） ２～６　（略）	（充填・受渡の調整及び落札者による輸送） 第１１条　（略） ２～６　（略）
（次順位落札者）	（次順位落札者）

令和８年度第２回東京都グリーン水素トライアル取引（京浜島グリーン水素）実施規程からの変更点

第１２条　（略） ２～４　（略） （落札者の義務） 第１３条　（略） ２～５　（略） （出荷設備不備等） 第１４条　（略） （カードル又はシリンダーの管理） 第１５条　（略） ２　（略） （精算） 第１６条　（略） （入札禁止等） 第１７条　（略） （入札禁止等による売買契約の解除） 第１８条　（略） （個人情報及び取引情報の取扱い） 第１９条　（略） （入札結果の公表） 第２０条　（略） （所有権及び危険負担） 第２１条　（略） ２～３　（略）	第１２条　（略） ２～４　（略） （落札者の義務） 第１３条　（略） ２～５　（略） （出荷設備不備等） 第１４条　（略） （カードル又はシリンダーの管理） 第１５条　（略） ２　（略） （精算） 第１６条　（略） （入札禁止等） 第１７条　（略） （入札禁止等による売買契約の解除） 第１８条　（略） （個人情報及び取引情報の取扱い） 第１９条　（略） （入札結果の公表） 第２０条　（略） （所有権及び危険負担） 第２１条　（略） ２～３　（略）

令和８年度第２回東京都グリーン水素トライアル取引（京浜島グリーン水素）実施規程からの変更点

（不可抗力） 第２２条　（略） ２　（略） （損害賠償） 第２３条　（略） （管轄裁判所） 第２４条　（略） （準拠法） 第２５条　（略） （解釈の疑義） 第２６条　（略） 別表１ 本事業の入札に参加できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 １．中小企業 （略） ２．その他の事業者 （略） 別紙１　高圧ガス複合容器等の要件 １．圧縮水素カードル （略） ２．圧縮水素シリンダー a　高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第４４条第１項に基づく容器検査に合格し、刻印又は標章が掲示（刻印等）されている Type１（金属	（不可抗力） 第２２条　（略） ２　（略） （損害賠償） 第２３条　（略） （管轄裁判所） 第２４条　（略） （準拠法） 第２５条　（略） （解釈の疑義） 第２６条　（略） 別表１ 本事業の入札に参加できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 １．中小企業 （略） ２．その他の事業者 （略） 別紙１　高圧ガス複合容器等の要件 １．圧縮水素カードル （略） ２．圧縮水素シリンダー i　高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第４４条第１項に基づく容器検査に合格し、刻印又は標章が掲示（刻印等）されている Type１（金属

（低合金鋼））の容器であり、その付属品についても附属品検査に合格し、刻印された附属品が装置されていること

b　最高充填圧力が 14.7ＭＰａで、容器の総内容積が 47L　(0.047 ㎥) であること

c　100 NL/min 以上で水素の充填、吐出しが可能であること

d　口金仕様：Ｗ２２・山１４、左ネジであること

e　逆止弁、エアー駆動弁及び電動弁が付属していないこと

f　荷重５０ｋｇ程度であること

g　外径 232mm：全高 1,400 mm（バルブ含む）程度であること

h　漏洩、容器弁等に充填の支障となるような損傷がないこと（受入時の指定場所における荷下ろし後の受入検査にて漏洩、損傷が確認された容器は受入不可）

別紙２　入札の条件等

区分	条件
①カードルコース	• 供給可能数量は 2026 年 12 月から 2027 年１月まで毎週カードル１基（期間合計最大８基） • 充填・受渡スケジュールについては落札者決定後に、落札者と事業実施者及び売主の間で調整のうえ決定 • 京浜島グリーン水素製造所への持込時点のカードルの残圧が２ＭＰａ以上であること • カードル一基につき 248Ｎ㎥（279Ｓ㎥）を使用量として精算（カードル充填時における充填量の測定は行わない） • カードルの搬入・受取日は別になるので、２回輸送が必要 • カードルの搬入・受取りに係る対応時間：平日 10 時～17 時（12 時～13 時は除く）
②シリンダーコース	• 供給可能数量は 2026 年 12 月から 2027 年１月まで毎週シリンダー５本（期間合計最大 40 本） • 供給本数は１回につき５本（５本未満での供給は不可） • 入札の最低ロットは週５本

（低合金鋼））の容器であり、その付属品についても附属品検査に合格し、刻印された附属品が装置されていること

j　最高充填圧力が 14.7ＭＰａで、容器の総内容積が 47L　(0.0047 ㎥) であること

k　100 NL/min 以上で水素の充填、吐出しが可能であること

l　口金仕様：Ｗ２２・山１４、左ネジであること

m　逆止弁、エアー駆動弁及び電動弁が付属していないこと

n　荷重５０ｋｇ程度であること

o　外径 232mm：全高 1,400 mm（バルブ含む）程度であること

p　漏洩、容器弁等に充填の支障となるような損傷がないこと（受入時の指定場所における荷下ろし後の受入検査にて漏洩、損傷が確認された容器は受入不可）

別紙２　入札の条件等

区分	条件
	• 供給可能数量は 2026 年 10 月から同年 11 月まで毎週カードル１基（期間合計最大８基） • 充填・受渡スケジュールについては落札者決定後に、落札者と事業実施者及び売主の間で調整のうえ決定 • 京浜島グリーン水素製造所への持込時点のカードルの残圧が２ＭＰａ以上であること • カードル一基につき 248Ｎ㎥（279Ｓ㎥）を使用量として精算（カードル充填時における充填量の測定は行わない） • カードルの搬入・受取日は別になるので、２回輸送が必要 • カードルの搬入・受取りに係る対応時間：平日 10 時～17 時（12 時～13 時は除く）
②シリンダーコース	• 供給可能数量は 2026 年 10 月から同年 11 月まで毎週シリンダー５本（期間合計最大 40 本） • 供給本数は１回につき５本（５本未満での供給は不可） • 入札の最低ロットは週５本

	• 充填・受渡スケジュールについては落札者決定後に、落札者と事業実施者及び売主の間で調整のうえ決定 • 京浜島グリーン水素製造所への持込時点のシリンダーの残圧が１ＭＰａ以上であること • シリンダー１本につき 6.2Ｎ㎥（７Ｓ㎥）を使用量として精算（シリンダー充填時における充填量の測定は行わない） • シリンダーの搬入・受取日は別になるので、２回輸送が必要 • シリンダーの搬入・受取りに係る対応時間：平日 10 時～17 時（12 時～13 時は除く）

	• 充填・受渡スケジュールについては落札者決定後に、落札者と事業実施者及び売主の間で調整のうえ決定 • 京浜島グリーン水素製造所への持込時点のシリンダーの残圧が１ＭＰａ以上であること • シリンダー１本につき 6.2Ｎ㎥（７Ｓ㎥）を使用量として精算（シリンダー充填時における充填量の測定は行わない） • シリンダーの搬入・受取日は別になるので、２回輸送が必要 • シリンダーの搬入・受取りに係る対応時間：平日 10 時～17 時（12 時～13 時は除く）